

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年3月16日付.保医発0316第1号.令和4年4月1日適用)により、下記の検査項目の保険点数が改正されましたのでご案内申し上げます。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会(令和4年3月16日)において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点になる予定です。

謹白

### ◎保険点数が改正された検査項目

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2核酸検出	850点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

(1)～(17) (略)

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、850点を算定し、それ以外の場合は、700点を算定する。

ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

裏面に続きます

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	850点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、850点を算定し、それ以外の場合は、700点を算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

(参考) 新型コロナウイルス感染症関連検査点数一覧

検査項目	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託)	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託以外)	700点		
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出 (検査委託)	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出 (検査委託以外)	700点		
SARS-CoV-2抗原検出 (定性)	300点		
SARS-CoV-2抗原検出 (定量)	560点		
SARS-CoV-2・インフルエンザ ウイルス抗原同時検出 (定性)	420点		